

議案第 1 2 号

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

預託金の取扱いに係る金融機関の負担を軽減するため、預託を行わない場合でも資金融資制度を活用できるようにするため提案するものです。

## 我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

我孫子市中小企業資金融資条例（昭和35年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 創業者 産競法 <b>第2条第31項各号</b>に規定する者をいう。</p> <p>(3)から(8)まで 略</p> <p>(貸付機関及び預託)</p> <p>第5条 資金の貸付けを行う金融機関 <b>(以下単に「金融機関」という。)</b>は、市長が別に指定する。</p> <p>2 市長は、予算 <b>の範囲内で</b>金融機関に預託するものとする。</p> <p><b>3 前項の規定にかかわらず、市長は、預託しようとする額が金融機関との間において定めた額を超えない場合は、預託しないことができる。</b></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 創業者 産競法 <b>第2条第29項各号</b>に規定する者をいう。</p> <p>(3)から(8)まで 略</p> <p>(貸付機関及び預託)</p> <p>第5条 資金の貸付けを行う金融機関は、市長が別に指定する。</p> <p>2 市長は、予算 <b>で定める額を前項の</b>金融機関に預託するものとする。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。